

法テラスの犯罪被害者支援業務

被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報(\*)を提供します。

(\*) 刑事手続の流れ、各種支援制度など

相談窓口のご案内

法テラスでは、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報(\*)を収集し、「その方が必要とされる支援」を行っている窓口をご案内します。

(\*) お住まいの近くの支援団体の支援内容、連絡先など

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

法テラス地方事務所では、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、弁護士による法律相談などの支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士会からの推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。紹介は無料ですが、弁護士費用等が必要となります(一定の要件に該当する方は、弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます。)

DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を行います。被害の防止に必要な内容であれば、ご相談いただけます。

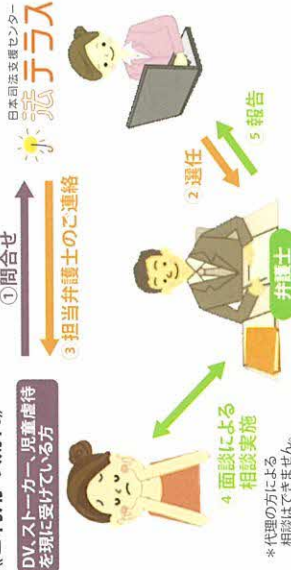
なお、下記の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,500円)をご負担いただきます。

◎資産基準

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること

※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。

《ご利用の流れ》



その他の援助制度

\*一定の要件に該当される方は、弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます。

刑事裁判に参加する

「被害者参加人」のための国選弁護士制度(刑事手続)

殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷等の被害を受けた方やご家族の方などで、裁判所から「刑事裁判への参加」を許可された方(被害者参加人)を対象に、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)の費用等を国が負担する制度です。

民事法律扶助  
(民事裁判等手続)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行います(法律相談援助)。弁護士費用等の立替えを行います(代理援助、書類作成援助)。  
例) 損害賠償請求、損害賠償命令の申立てなど

日弁連委託援助  
(刑事手続、行政手続等)

殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行います。  
例) 被害届の提出、告訴、告発、事情聴取同行、犯罪被害者等給付金申請、マスコミへの対応・折衝など

弁護士費用等に関する援助制度

被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報(\*)を提供します。

(\*) 刑事手続の流れ、各種支援制度など

相談窓口のご案内

法テラスでは、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報(\*)を収集し、「その方が必要とされる支援」を行っている窓口をご案内します。

(\*) お住まいの近くの支援団体の支援内容、連絡先など

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

法テラス地方事務所では、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、弁護士による法律相談などの支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士会からの推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。紹介は無料ですが、弁護士費用等が必要となります(一定の要件に該当する方は、弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます。)

《お問合せ先》

犯罪被害者支援ダイヤル

なくことないよ  
0570-079714

※IP電話からは、03-6745-5601

平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00

(日曜祝日・年末年始休業)

※固定電話からは3分8.5円(税別)、携帯電話からは20秒10円程度(税別)で全国どこからでもご利用いただけます。

お近くの「法テラス」で

お電話のほか、面談による情報提供も行っています。

受付時間 平日 9:00~16:00

(ただし、地域によって異なる場合があります。)(土日・祝日及び年末年始は休業)

ホームページで 法テラス

URL [www.houterasu.or.jp](http://www.houterasu.or.jp)

- よくある質問とその答え(FAQ)や相談窓口情報を検索できます。
- 電子メールによるお問合せも受け付けています。



法テラス  
ホームページ

二次元バーコード

法テラスは国が設立した公的な法人です。

## Q1 DV(ドメスティックバイオレンス)とは、何ですか？

一般的には、親密といわれる関係にある人(配偶者、内縁の夫・妻、恋人など)から他方への暴力のことをいいます。

このうち、DV防止法<sup>※1</sup>により保護が図られている対象<sup>※2</sup>は、配偶者(内縁を含む。)からの暴力や、離婚後、元の配偶者から引き継ぎ受ける暴力、同居の交際相手からの暴力、同居解消後、元交際相手から引き継ぎ受ける暴力です。また、男性や外国籍の方が被害を受けた場合も、保護の対象となります。

DV防止法において、「暴力」とは、DV加害者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動であると規定され、身体的暴力だけでなく精神的暴力・性的暴力も含まれます<sup>※3</sup>。

【DVに当たらない例】

○身体的暴力  
殴る、蹴る、凶器を突き付ける、物を投げ付けるなど、身体に対する直接的な攻撃

○精神的暴力  
大声で怒鳴る／「誰のお陰で生活できるんだ」などと言う／殴る素振りや物を投げ付ける振りをして脅す など

○性的暴力  
嫌がっているのに性的行為を強要する／中絶を強要する／避妊に協力しない など

※1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

※2 DV等被害者法律相談援助の対象も、DV防止法による保護の対象と同じです。

※3 行為の態様・程度によっては、「暴力」に当たらない場合もあります。

## Q2 配偶者等からの暴力を直ちに避けるにはどうすればよいですか？

配偶者からの暴力事案等の恋愛感情等のもつれに起因するトラブルは、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを願みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大いいためです。

警察では、被害者の意思も踏まえつつ、DV防止法、その他刑法法令の適用による行為者の検挙や警告、禁止命令等の行政手続の実施など、被害者の未然・拡大防止を図っています。また、被害者の防止に関する活動を行っている民間団体等の紹介、被害防止のための物品の教示や貸出しなどの援助も行っています。

一人で悩まず、できる限り速やかに最寄りの警察署・警察本部に相談ください。

身の安全を図るためには、婦人相談所による一時保護や民間シェルターの利用を検討してください。利用申込み等については、配偶者暴力相談支援センターや地方公共団体の福祉担当窓口で相談ください。

一時保護施設に避難する場合は、自分の現金・衣類・健康保険証・年金手帳・預金通帳・カード・実印等、生活に必要なもの、重要なものを持参すると良いでしょう。

## Q3 DV加害者が近付かないようにすることや、家から出て行ってもらうことはできますか？

「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」を受けた被害者は、その後も、DV加害者からの身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大いときは、地方裁判所に、DV加害者に対して保護命令を出してもらうよう申し立てることができます。

保護命令には、①被害者の身辺のつきまといや、住居や勤務先等の付近を徘徊することを6か月間禁止するもの(接近禁止命令)、②被害者と同居している住居から2か月間退去させ、その付近を徘徊することを禁止するもの(退去命令)があります。

なお、被害者がDV加害者との面会を余儀なくされることを防止するために必要な場合には、被害者だけでなく、子どもや親族等への接近も被害者への接近に併せて禁止できる場合があります。

## Q4 電話やメールで脅かされていますが、止めさせることはできますか？

被害者は、本人に対する接近禁止命令の申立てと同時に又は命令がなされた後、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、接近禁止命令の効力が生じた日から6か月間、DV加害者に対し、面会の要求や無言電話、夜間又は連続しての電話・ファクシミリ・メール等の行為の禁止を命じるよう申し立てることができます。なお、接近禁止命令の申立てをせずに、電話等の禁止命令だけを申し立てることはできません。

※このほかにも、法テラスホームページ [www.houterasu.or.jp](http://www.houterasu.or.jp) でよくある質問とその答え(FAQ)を紹介していますので、ご覧ください。

※法テラスで行っている犯罪被害者支援の流れや弁護士費用等に関する援助制度については、別途リーフレットを作成しています。

## Q5 交際している相手から、身体的・精神的・性的な暴力を受けています。どうしたらよいでしょうか？

恋人からの身体的・精神的・性的な暴力は、デートDVと呼ばれるおり、若い人の間でも起きています。

デートDVについては、DV防止法により保護が図られる場合がある(Q1をご覧ください。)ほか、加害行為の態様・程度によっては、刑法やストーカー規制法<sup>※</sup>等が適用されることがあります。また、民法事保全法に基づく接近禁止の仮処分の申立てや、加害者の暴力により肉体的・精神的被害を受けたことについて損害賠償請求を行うなどの対応も考えられます。

※ストーカー行為等の規制等に関する法律

## Q6 弁護士に相談・依頼する費用がなく困っています。

法テラスでは、一定の要件に該当する方については、以下の弁護士費用等に関する援助を行っています。各制度の概要は、「弁護士費用等に関する援助制度」欄をご覧ください。

弁護士費用等についてご心配な方は、法テラスにお問い合わせください。各種援助制度の内容や利用条件をご案内いたします。

### ◆法律相談費用の援助◆

- ① DV等被害者法律相談援助
- ② 民事法律扶助制度(法律相談援助)

### ◆弁護士費用等の援助◆

- ① 民事法律扶助制度(代理援助、書類作成援助)
- ② 日弁連委託援助(犯罪被害者法律援助)  
※受任予定の弁護士を通じてお申込みください。
- ③ 被害者参加人のための国選弁護士制度

一人で悩まないで。

